

「災害に向き合う地域づくり」に向けた現状の確認について (1/3)

1 災害とは

法的な位置づけ (災害とは : 災害対策基本法第2条より抜粋)

災害対策基本法第2条第1項第1号で定める災害は、地理的変動(地震、津波、火山噴火等)、悪天候に起因するもの(台風、洪水等)、人的な要因によるもの(大火、事故、紛争等)である。

※インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症は、現行法では災害として位置づけられていない。

2 札幌市の現状及び取組 (第4回会議の各視点から)

(1) 学習・教育

【現状】平成30年北海道胆振東部地震検証報告書(平成31年3月 札幌市)

- 札幌市が実施する防災訓練や講演会などの防災関連事業へ参加したことがある(参加したい)方について、地震発生前は**20.2%**だったのに対し、地震発生後は**78.1%**まで増加。

⇒北海道胆振東部地震以降、災害に関する学習ニーズは増加傾向。

【取組】出前講座 (危機管理対策室)

- 要望に応じて地域や団体へ札幌市の防災の取組や防災に関する知識についての普及啓発を図っている。
(例: 災害・危機に備えて～地震・風水害・土砂災害など～ R元年度実績100回開催)

(メモ)

(2) 情報共有・情報リテラシー

【現状】平成30年北海道胆振東部地震検証報告書(平成31年3月 札幌市)

- 地震発生時において必要とした情報: **停電、復電情報 82.8%**
- 情報の入手手段として**停電中はラジオ 68.1%**、**復電後はテレビ 90.9%**ではあるが、**携帯電話、タブレット、ノートPC等**によって情報を得ていた人: **停電中 52.8%/復電後 52.5%**
(その内、Twitter等の**SNS**によって情報を得ていた人: **33.2%**)
- 札幌市の地震対応に関する評価にて、改善すべき点として、「停電の復旧見込み等を含む情報発信の遅れ、不足」441件、「札幌市が何をしているのかわからなかった」225件、「デマ情報等への対応」34件が挙げられた。

⇒スマートフォン等の普及により「いち早く情報を知る」ために最も利用するメディアとしては、インターネットが多い中、「**信頼できる情報を得る**」ために最も利用するメディアとしては、**以前テレビ・ラジオが多数**となっている。

【取組】札幌市防災アプリ「そなえ」 (危機管理対策室)

- 市民や観光客に、災害等の緊急情報や避難場所情報、日頃からの備えや行動等、防災意識を高めるための情報を配信(日本語ほか4言語対応)している。

(メモ)

(3) 地域コミュニティ/連携・協働

【現状】平成30年第1回市民意識調査(平成31年3月 札幌市)

- 地域の交流・ふれあいができる機会という言葉のイメージ(複数回答可)
「町内会等の地域での活動」: **61.2%** 「ご近所付き合い」: **41.0%**
- 『地域の方と身近に交流・ふれあいができる機会』がないと感じている人: **49.0%**
- 『参加したいと思える交流・ふれあいの機会』がないと感じている人: **48.1%**
- 『地域の方と身近に交流・ふれあいができる機会』に参加したことがない人: **50.7%**
⇒町内会活動や、ご近所付き合い等、地域の方との身近な交流については、その機会がなく、参加したことがないという人が約半数

【取組】地域連携促進事業(市民自治推進室)

- 地域と協力してまちづくり活動を行う団体を紹介・派遣する事業。選考された6つのNPOが地域との連携について研修で学んだうえで、地域で実施したい活動を提案。
(例: みんなの災害対策講座 令和元年度 11～3月 計10回(コロナの影響で2回中止 延参加人数196人))

(メモ)

「災害に向き合う地域づくり」に向けた現状の確認について (2/3)

(4) リーダー・担い手

【取組】さっぽろ市民カレッジ(生涯学習センター)

- 札幌市生涯学習センターで実施している学習機会提供事業「さっぽろ市民カレッジ」にて、ファシリテーターやボランティアなどの養成講座を実施し、主体的に地域の課題解決に取り組んだり、まちづくりに参画したりできるリーダーの育成を目指している。

【取組】防災リーダー研修(区総務企画課)

- 各区役所にて、町内会による自主防災活動を積極的に推進するため、その中心的な役割を担う防災リーダーを育成するための研修を実施している。

(メモ)

(5) 防災活動・被災時の活動

【取組】地区防災計画モデル地区事業(危機管理対策室)

- 「地区防災計画モデル地区事業」にて、地区防災計画※の作成を支援している。現在のモデル地区数は10地区。モデル地区における取組等は、「地区防災計画作成事例集」として公表されている。

※地区防災計画制度……平成26年の災害対策基本法の改正により、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区居住者等の自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設された。この制度では、「自助・共助」による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を向上させるため、地区居住者等が地区防災計画を市町村地域防災計画(市町村全体の防災計画)に定めることを提案できる。

(メモ)

(6) 多様性と社会的包摂

【現状】平成30年北海道胆振東部地震検証報告書(平成31年3月 札幌市)

(外国人対応について)

- 交通機関の運行や避難所開設の状況など、外国人観光客等に対して正しい情報を十分に提供することができていなかったとの意見があった。

(要配慮者団体からの聞き取り)

- 要配慮者から、避難所の場所を知らない、分からないという話を多く受けた。
- 要配慮者の家族からは、避難所となる体育館のような場所に、障害のある方が馴染めるか不安という意見を聞く。
- マンションで暮らす耳が不自由な夫婦に対し、普段の近所付き合いがないにも関わらず、心配して声をかけてくれた住民がいた。普段から近所の方と話すことができる関係を作っておくことが大事。

【取組】災害時支え合いハンドブック(危機管理対策室)

- 地域において要配慮者避難支援の取組を推進するため、取組手法などを記載した『災害時支え合いハンドブック』を作成し公表している。(要配慮者とは高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児、ケガ病気、外国人等)

(メモ)

(7) その他

(メモ)

「災害に向き合う地域づくり」に向けた現状の確認について (3/3)

3 コロナ禍における社会教育施設等の現状と取組事例

(1) 社会教育施設の臨時休業状況

国の緊急事態宣言を受け、札幌市における社会教育施設においては、生涯学習センター（ちえりあ）をはじめ、休館となった。

(休館となった主な社会教育施設)

- ・生涯学習センター（2020.4.14～5.31）
- ・青少年科学館（2020.2.28～4.6、4.14～5.31）
- ・青少年山の家（2020.4.14～）
- ・月寒公民館（2020.4.14～5.31） 等

(2) 札幌市立学校の臨時休業状況

臨時休業期間：2020.2.28～4.6、4.14～5.31（※幼稚園は4/22～5.31）

●休業期間中の学習

学習課題を提供するとともに、学習課題についてのサポート動画をHP上にて公開した。

●その他の休業期間中の取組事例

1. 札苗北小学校

学校HPの「札苗北中学校動画配信コーナー」にて、校長先生からのメッセージに加え、板書やプレゼンテーションソフトを活用し、先生方が市教委からの学習課題を開設した動画を掲載。

2. 伏見小学校

学校HPの「伏見チャンネル」にて、様々な教科に関連した学校オリジナル動画を掲載。

(3) その他の関連施設の休館状況

市内の小・中・高校が休校となったことに伴い、児童会館等の主な対応は下記のとおり

●図書館（全47施設）

2020.5.31まで休館。下記のとおり随時段階的に再開（予定）。

5.26～予約済みの本の貸出・返却。

6.11～各図書施設内の本棚の本や視聴覚資料の貸出。

カウンターサービス（所蔵調査、カウンターでの予約申込など）。

6.25～館内の座席の利用、館内閲覧資料の利用、カウンターでの調査相談。

●児童会館・ミニ児童会館

学校休校に伴う臨時的対応期間：2020.4.14～5.29

この期間において、放課後児童クラブに登録している児童の利用のみ可能としていた。

少人数短時間登校に伴う臨時的対応期間：2020.6.1～